

静労発基 0901 第 1 号
令和 5 年 9 月 1 日

各機関・団体の代表者 殿

静岡労働局長

静岡県最低賃金及び業務改善助成金の周知について（協力依頼）

平素、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低基準を定め、使用者の皆様はその履行確保をお願いしているところであり、静岡労働局では、日頃から最低賃金の周知に取り組んでいるところです。

今般、静岡県内で働くすべての労働者に適用される「静岡県最低賃金」が、令和 5 年 10 月 1 日から「時間額 9 8 4 円」に改定されることとなりました。

近年、大幅な最低賃金の引上げが行われておりますが、継続的に最低賃金引上げを行いやすい環境整備に向け、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る中小企業・小規模事業者の皆さんからの一層の実効性ある支援の拡充を強く要望されていることを踏まえ、本年 8 月 31 日から「業務改善助成金」制度の拡充が図られました。

つきましては、貴機関・団体の会員の皆様へ周知・啓発していただきますようお願い申し上げますとともに、広報紙（誌）・ホームページへの掲載等による幅広い周知、助成金の活用について、御高配を賜りたくお願い申し上げます。

なお、掲載に当たっては下記の掲載文例を参考にいただき、また、ホームページ等で広報いただく場合はリンク等で次のアドレスを御利用いただけると幸いです。掲載にあたり電子データが必要であればお申し付けください。

（静岡県最低賃金掲載ページ（静岡労働局ホームページ））

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

（業務改善助成金掲載ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html （業務改善助成金で検索願います）

《問い合わせ》業務改善助成金コールセンター 電話：0 1 2 0 - 3 6 6 - 4 4 0

《申請先》静岡労働局雇用環境・均等室

また、御多忙中恐縮とは存じますが、最低賃金に係る広報の参考にするため、掲載状況等について、メールにて 12 月 8 日までに御回答賜りたく、併せてお願い申し上げます。

【掲載文例】

「静岡県最低賃金」改正のお知らせ

静岡県内の事業場で働くすべての労働者（パート・アルバイト等含む）に適用される「静岡県最低賃金」が改正され、令和5年10月1日から「時間額984円」となりました。なお、特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

お問い合わせは、静岡労働局賃金室（電話 054 254 6315）又はお近くの労働基準監督署まで。<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

「業務改善助成金」拡充のお知らせ

中小企業・小規模事業者の皆様が、生産性向上を図り、事業場内の最低賃金を引上げることを支援する「業務改善助成金」について、令和5年8月31日より、対象事業場の拡大や小規模事業者への配慮等の拡充が行われましたので、ぜひご利用ください。

お問い合わせ：業務改善助成金 コールセンター ☎ 0120-366-440

申請先：静岡労働局雇用環境・均等室

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

<担当> 静岡労働局労働基準部賃金室 横山・太田
〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号
静岡地方合同庁舎3階
電話 054-254-6315
Mail chinginsitsu-shizuokakyoku@mhlw.go.jp